

## 福岡外語専門学校学習評価に関する規定

### (趣旨)

第1条 本規程は、学校法人福岡成蹊学園学則第10条、第12条、19条に基づき、成績評価、課程修了の認定、進級及び卒業の認定に関し、必要な事項を定める。

### (学期)

第2条 1年を前期（4月～9月）、後期（10月～3月）の二学期制とする。

### (試験)

第3条 前期に1回、後期に1回の年間計2回の期末試験を行う。

### (成績評価)

第4条 成績は、定期試験・平常点・出席状況を総合して評価し、その後職員会議にて審議の上、校長の最終判断により評価する。各科における成績評価基準は次に定める。

「英語科」	
評価基準	総合的な評価は、100点満点で評価する。その際の評価は、筆記テスト40点 出席点30点 平常点30点とする。 出席点は（30×出席時数÷授業時数、少数第1位、四捨五入）
A (100～90)	Excellent
B (89～80)	Good
C (79～70)	Average
D (69～60)	Below Average
F (59以下)	Failure
履修科目を成績評価基準に基づきA～Fで評価したものを数値化（A（4点）B（3点）C（2点）D（1点）F（0点））し、全科目的合計点・平均値（GPA）を算出する。	
1 Failure（59点以下）については、単位を取得できない。ただし、校長が認める場合、再試もしくは課題提出をもって、単位取得を認める。	
2学校が事前に認める特別な理由があり試験が受けられなかった者には、追試を設ける。	
(再試・補講)	
不可の場合、再試等を行う。再試等の実施に関しては教員の指導に従うこと。また、各期総授業数の内、出席が3分の2未満の場合で特別に校長が認める場合、補講を行う。その際、再試料・補講料が発生する。成績評価において、不可（F）が解消されない場合は卒業を認めない。	
(履修方法)	
1 1授業は90分とする。（年度により変更する場合がある）	
2 履修認定のためには各教科において D以上の評価を得なくてはならない。	
3 各期総授業数の内、3分の2以上の出席を卒業条件とし、満たさない場合は修了として扱う。	
4 年間授業時間数は、850時間を越えるものとする。	

(退学・除籍)

- 1 退学については、当該学生・保護者・教師と熟慮・協議し、保護者の署名、捺印の上、「退学届」を提出し、校長の許可を受けた上で学生証を返却しなければならない。
- 2 非・反社会的行為、学業意欲不振、交通事故（加害者）、その他、学則に違反した者については、退学、又は除籍処分にあることがある。
- 3 入学以降の平均出席率が90.0%未満、あるいは月間出席率が1ヶ月80.0%未満の場合で指導に従わず改善が見られない場合は除籍されることがある。また、授業中の態度不良（居眠り、私語、携帯使用他）により再三注意を受け、なお改善がない者も処分対象となる。尚、各期総授業数の内、出席が3分の2未満の場合、原則として留年とする。ただし、特別に校長が認める場合のみ、出席回復の為に補講の実施を認めることがある。
- 4 無届で長期欠席した者は、除籍処分にあることがある。
- 5 特別な理由を除き、校納金が未納の場合は、除籍処分にあることがある。
- 6 その他、校長の判断により、除籍処分にあることがある。

「日本語科」

評価基準	評価は「文法・読解」「発音・聴解」「文字・語彙」「復習テスト」「会話」「作文」の6項目において行う。なお、評価の基準は以下の通りである。 各期の総合的な評価は、各成績評価を（文法・読解20%、発音・聴解20%、文字・語彙20%、復習テスト20%、会話10%、作文10%）の割合に換算して行う。
A (100~80)	Excellent
B (79~70)	Good
C (69~60)	Average
D (59~30)	Below Average
E (29以下)	Failure
	履修科目を成績評価基準に基づきA~Fで評価したものを数値化（A（4点）B（3点）C（2点）D（1点）F（0点））し、全科目の合計点・平均値（GPA）を算出する。

(追試)

- 1 欠席の場合は、追試を受験することができる。この場合は必ず公的に認められる証明書を提出しなければならない。
- 2 公的に認められる証明書を提出しなかった場合、試験結果の評価は全てD以下とする。

(出席率)

- 1 月間出席率が80.0%未満の場合は除籍（退学）処分とし、強制帰国とする場合がある。
- 2 入学以降の平均出席率が90.0%未満、かつ指導に従わず、改善が見られない場合は除籍（退学）処分とし強制帰国とする場合がある。
- 3 各年度総授業数のうち3分の2以上出席を卒業条件とし、満たさない場合は修了として扱う。やむを得ず長期欠席をする場合は証明書等を提出することで卒業の可否を判断する。

(退学)

退学を希望する場合、担任に速やかに報告し、退学願に学生証および必要書類を添付した上で、提出すること。

(除籍)

以下の項目に該当する学生は、校長の判断により除籍とする場合がある。

- 1 入学以降の平均出席率が90.0%未満、さらに月間出席率が1ヶ月でも80.0%未満となった者。

- |  |
|--|
| 2 授業中の態度不良（居眠り、私語、他）により再三注意を受け、なお改善がない者。         |
| 3 校内規則を遵守せず、注意を受け、なお改善がない者。                      |
| 4 校内、校外を問わず、暴力及び迷惑行為に及んだ者。                       |
| 5 学校の指導に従わず、勝手に帰国または海外旅行をした者。また、申告期日になつても帰国しない者。 |
| 6 期日までに学費を納入しなかつた者。                              |

#### 「国際文化科」・「国際ビジネス科」・「国際ホテル科」

評価基準	1 成績は、定期試験・授業参加姿勢・出席状況を総合して判断する。その際の評価は、テスト40%、出席点30%、平常点30%とする。出席点は（30×出席時数÷授業時数、少数1位、四捨五入）	
	2 評価は次の通りとする。	
	A (100~90)	Excellent
	B (89~80)	Good
	C (79~70)	Average
	D (69~60)	Below Average
	F (59以下)	Failure
	履修科目を成績評価基準に基づきA～Fで評価したものと数値化（A（4点）B（3点）C（2点）D（1点）F（0点））し、全科目的合計点・平均値（GPA）を算出する。	

#### （再試）

不可の場合、再試を行う。再試等の実施に関しては教員の指導に従うこと。その際、再試料が発生する場合がある。成績評価において、不可（F）が解消されない場合は進級、卒業を認めない。また、除籍となる場合もある。

#### （出席率）

- 1 月間出席率が80. 0%未満の場合は除籍（退学）処分とし、強制帰国とする場合がある。
- 2 入学以降の平均出席率が90. 0%未満、かつ指導に従わず、改善が見られない場合は除籍（退学）処分とし強制帰国とする場合がある。
- 3 各年度総授業数のうち3分の2以上出席を卒業条件とし、満たさない場合は修了として扱う。やむを得ず長期欠席をする場合は証明書等を提出することで卒業の可否を判断する。

#### （退学）

退学を希望する場合、担任に速やかに報告し、退学願に学生証および必要書類を添付した上で、提出すること。

#### （除籍）

以下の項目に該当する学生は、校長の判断により除籍とする場合がある。

- 1 入学以降の平均出席率が90. 0%未満、さらに月間出席率が1ヶ月でも80. 0%未満となった者。
- 2 授業中の態度不良（居眠り、私語、他）により再三注意を受け、なお改善がない者。
- 3 校内規則を遵守せず、注意を受け、なお改善がない者。
- 4 校内、校外を問わず、暴力及び迷惑行為に及んだ者。
- 5 学校の指導に従わず、勝手に帰国または海外旅行をした者。また、申告期日になつても帰国しない者。
- 6 期日までに学費を納入しなかつた者。

(試験中の不正行為)

第5条 試験中（期末試験、その他試験）の不正行為については、当該教科を不可（F）とする。日本語科においては、Eとする。

(進級、転科、編入)

第6条 進級の認定は、各科目における成績評価や出席状況等を総合的に鑑み行う。

- 2 英語科に関しては、成績及び出席不良により留年（原級留置）措置をとる場合がある。
- 3 英語科で留年するものは、該当学期分の校納金を納め、再履修することができる。
- 4 転科・編入は年度初めに限り、必要要件を満たした場合において認めることができる。

(卒業)

第7条 課程修了の認定は本学習評価規定に基づき校長が行い、認定を受けた者に対し校長は卒業証書を授与する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、職員会議の審議を経て校長が行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。